

第6章 NPO 等による住宅改修評価の可能性の検討

分担研究者 児玉 善郎（日本福祉大学）

研究協力者 岡部真智子（日本福祉大学）

要旨 本稿では住宅改修支援を行う専門職が住宅改修の評価において、利用者にとって効果的であったかという客観的な視点から事後評価に関わっていく可能性についての検討を行った。具体的な検討の対象として、住宅改修支援を行う NPO 法人とリフォームヘルパー事業の二つを取りあげた。

NPO 法人については、愛知県においてよりよい住宅改修の推進をねらいとして立ち上げられた「NPO 法人いきいきリフォーム推進機構・愛知」を取りあげ、NPO の取り組みを通じた、住宅改修の事後評価の可能性について検討を行った。とくに、NPO 法人の中で、地域に密着して活動を行っている建築関係を中心とした専門職グループに着目し、その中心メンバーを対象に、住宅改修評価を実施する可能性についての聞き取り調査を実施した。その結果にもとづき、地域に密着した事後評価と効果的な住宅改修に結びつけていくための活動企画として、ケアマネジャーを対象としたアンケート調査の企画を作成した。次年度において、ケアマネジャーを対象としたアンケート調査を実施するとともに、地域で活動するケアマネジャーに呼びかけ、学習会・事例検討会を行う中で、試行的に NPO による住宅改修の事後評価を実践し、その効果と課題を明らかにすることを計画している。

リフォームヘルパー事業については、愛知県 B 市から事業を委託されて運営を担当している C 在宅介護支援センターの職員を対象に聞き取り調査を実施した。調査は、2006 年 8 月、12 月、2007 年 2 月の 3 回にわたって行った。リフォームヘルパー事業を通じた住宅改修評価の可能性についての聞き取り調査の結果、以下の点が把握できた。リフォームヘルパーの運営に関わる中で、住宅改修の事後評価の重要性は認識しているが、現在市から委託を受けている事業の枠組みの中で、事後評価を実施することは難しい。しかし、リフォームヘルパー事業を通じて波及的な効果がみられる。一つには、リフォームヘルパーの専門職の一つである建築士が、リフォームヘルパーとしての相談、提案したことを通じて実際の工事の仕事を請け負うことが多くなっている。そのようなケースにおいては、建築士が工事完了後に事後確認を必ず行い、ていねいなアフターフォローを行っており、結果的に改修内容が効果的であったかどうか把握できるようになっているといえる。もう一つには、リフォームヘルパー事業において、ヘルパーと一緒に対象者宅に同行訪問しているケアマネジャーが、同行訪問を繰り返す中で住宅改修の意義や効果が理解できるようになり、日常の住宅改修支援の実施に好影響を与え、結果として住宅改修の質の向上につながっている。

1. 目的

高齢者向けの住宅改修は、介護保険制度の施行後その実施件数が増えるなか、必ずしも高齢者の自立生活の支援につながる適切な内容で行われているものばかりではないことがいくつかの調査をもとに報告されている。現状の介護保険制度においては、住宅改修実施後の評価が行われる仕組みとはなっていない。住宅改修実施後の利用状況や利用者の生活にとって効果的であるかどうかについての評価を行うことにより、高齢者住宅改修の質を高めることが求められている。

本稿では、以上のような問題意識にもとづき、どのような主体がどのような内容について住宅改修の事後評価を行うことが可能であるかについて検討することを目的としている。とくに、地域で住宅改修の相談や支援にあたる NPO 法人や専門職が住宅改修実施後の事後評価に関わっていくことの可能性について検討する。

2. 方法

高齢者住宅改修実施後の評価の可能性を検討することをねらいとして、以下の二つの方法により行う。

1) 住宅改修支援にあたる NPO による事後評価の可能性

愛知県下において住宅改修の質の向上と住宅改修支援を行うことをねらいとして設立された NPO 法人をとりあげ、NPO による高齢者住宅改修の事後評価を実施していく可能性について実践的に検討する。

具体的には、NPO 法人に会員として参加し、愛知県下 A 市を中心として活動している専門職チームを対象として、地域で活動するケアマネジャーと協力して、住宅改修実施後

の評価を実施する方法や内容について、試行的な実践をもとに検討を行う。

2) リフォームヘルパー事業に関わる専門職による事後評価の可能性

愛知県下 B 市において、市から委託を受けてリフォームヘルパー事業を運営している在宅介護支援センター職員を対象に聞き取り調査を行うことにより、リフォームヘルパー事業に関わる専門職を通じた、高齢者住宅改修の事後評価の実施可能性について検討する。

3. 結果及び考察

3.1 NPO による住宅改修評価の可能性の検討

ここでは、愛知県において住宅改修支援を行うことをねらいとして立ち上げられた NPO の活動を通じた、高齢者住宅改修の事後評価の可能性について検討する。

1) NPO 法人「いきいき住宅リフォーム推進機構・愛知」のねらいと活動概況

この NPO 法人は、平成 17 年 3 月に設立されたものであり、活動をはじめてまだ 2 年足らずの組織である。設立の目的は、2000 年度の介護保険制度がはじまってから、高齢者の住宅改修が数多く実施されるようになったが、高齢者の自立生活の継続に役立っていないものが含まれているのではないかという問題意識に基づいている。この NPO 法人の活動内容について調べたところ、以下の 5 つの事業を実施することが掲げられていた。

①地域活動支援事業

地域で保健、医療、福祉・介護、設計、施工の専門職がチームをつくり、高齢者の自立生活の維持につながる住宅改修の支援を行う。NPO は地域でのチームづくりを支援するとともにチームの活動についても助言や支援を行う。

②研修事業

住宅改修の支援や工事に関わる専門職を対象に、住宅改修に関する基本的な知識や技術に関する講習会、ワークショップを開催し、住宅改修の質の向上を図る。

③調査研究、政策提言事業

住宅改修実施後の事後調査を行うなどにより、住宅改修の技術や介護用具の改善研究、政策提言を行う。

④相談助言事業

市民を対象に、住宅改修に関する相談、助言を行う。

⑤普及啓発、情報提供事業

市民や住宅改修支援にあたる専門職に向けて、広報誌の発行やホームページを通して、住宅改修の技術や制度に関する情報提供を行う。

実際には、NPO 法人が設立されてまだ2年足らずであることから、すべての事業が順調に軌道に乗っているということではなく、①～⑤それぞれの事業について試行錯誤をしながら取り組み始めている状況である。とくに、本稿での検討に最も関係のある「③調査研究事業」については、住宅改修実施後の事後調査や改善研究は取り組まれていない。NPO 法人が認定した地域の支援チームによる、住宅改修支援の実績がまだあがっていない為、その事後検証の取り組みには至らないということである。現状では地域の支援チームづくりと、その活動体制を整備しているという段階である。

地域支援チームの数は、2006年現在において準備段階のものを含めて25あまりに達している。愛知県内を名古屋、尾張東部、尾張西部、知多、西三河といったブロックに分け、各ブロック毎に複数の地域支援チームづくり

が進められている。地域支援チームは、保健・医療、福祉・介護、設計、施工の専門職の中から複数の専門職により構成することを基本としている。異なる分野の専門職が協力して支援することにより、対象者の自立生活の維持に効果的な住宅改修に結びつけることをねらいとしている。しかし実際には、設計、施工の建築職が地域支援チームの中心メンバーとなっており、保健・医療、福祉・介護の専門職の参加があまり得られていないという現状にある。福祉の専門職として地域支援チームのメンバーに参加しているもののほとんどは、設計、施工の専門職が介護福祉士、ホームヘルパー、福祉住環境コーディネーターなどの福祉の資格を合わせて取得しているというものである。その背景としては、地域支援チームのメンバーとなっているものの多くは、建築の設計、施工に携わる人たちで、NPO の研修を受けて利用者本意の住宅改修を行う知識や技術を身に着けた上で、地域において住宅改修の相談から工事につなげるにより仕事に結び付けていきたいと考えているからである。一方、保健師、看護師、PT・OTなどの専門職は、住宅改修の相談、アドバイスに関わったとしてもそれにより報酬を得られるということは難しいことから、地域チームのメンバーとして参入を得るのが困難な状況にある。

2) NPO の地域支援チームによる住宅改修評価への取り組みの検討

ここでは、このNPOのもとで活動する地域支援チームの一つを検討の対象として取り上げ、その地域支援チームが住宅改修の事後評価に取り組んでいく可能性について検討する。

(1) 検討対象の地域支援チームの概要

検討対象の地域支援チームの主要メンバー

に対して聞き取り調査を行った結果、地域支援チームについて以下のことを把握した。

①地域支援チーム設立の経緯

検討対象とした地域支援チームは、2006年2月に愛知県A市を主な活動地域として設立されたものである。NPO 法人格を取得していないが、非営利的な活動をしていることを地域住民や地域の専門職に理解してもらう為、「NPO いきいき住宅リフォーム東尾張」という名称をつけている。

②地域支援チームを運営するメンバー

この地域支援チームを運営するメンバーは4名で、個人で設計事務所を経営している者が2名、建築施工を営むものが1名、介護リフォーム事業の経験のあるものが1名という構成である。

③活動のねらい

他の地域支援チームの多くは、住宅改修の相談、アドバイスを通じて、住宅改修工事を仕事として請け負うことをねらいとしているのに対し、この地域支援チームは、住宅改修工事を請け負うことをねらいとしていないところに特徴がある。

この地域支援チームは、利用者にとって適切な住宅改修が行われるように、他の専門職と連携し、利用者に分かりやすい情報提供や相談を行っていくことを主な活動のねらいとしている。

④活動の具体的内容

現状では2週間に1回程度、4名のメンバーが集まり、地域支援チームとしての活動に向けて準備を進めている段階である。会のホームページを立ち上げるとともに、これまでに2回のニュースレターを作成し、関係各所に配布し、広報活動をはじめている。

この地域支援チームは、市の市民活動団体

の認定を受けるとともに、2006年度の市民活動助成に応募し、採択されたため、7万円の活動費の助成を受けている。

(2)住宅改修評価への取り組みに対する意向

今後の活動に向けての準備段階にある地域支援チームのメンバーに対し、今後の活動の具体的な方向性と住宅改修評価に取り組み意向についての聞き取り調査を行ったところ、以下の点が把握できた。

この地域支援チームとしては、住宅改修に関して、住民からの相談やアドバイスを受け付けるとともに、地域で活動するケアマネジャー、訪問看護師や施工業者と住宅改修に関する勉強会や事例検討会を行い、住宅改修の質の向上につなげていくことをめざしている。

住宅改修実施後の事後評価については、地域支援チームとしてその必要性を感じている。地域支援チームのメンバーの一人が施工業者としてこれまでに関わった高齢者住宅改修工事では、必ず工事実施後に、数度にわたり対象者宅を訪問し、工事箇所の利用上の不具合や手直しの必要性について確認している。事後に訪問することにより、対象者の生活状況に適した住宅改修のあり方について学ぶことが多いとのことである。

地域支援チームとして事後評価に取り組む可能性について意向を聞いたところ、住民や住宅改修支援にあたる専門職から依頼があれば、工事実施後の利用状況の確認、改善の必要性などについてアドバイスを行っていくことは考えられるとのことであった。しかし、実際には地域支援チームに直接そのような依頼があることは考えられないことから、住宅改修の支援や工事に関わっている専門職とのネットワークをつくり、勉強会や事例検討会を定期的に行うことをきっかけとして住宅改

修の事後評価につなげていくことが有効であろうとのことであった。

3) 地域支援チームによる住宅改修評価に向けた活動企画の検討

ここでは、NPO の地域支援チームが住宅改修評価の活動に取り組んでいく可能性を検討するために、地域支援チームの運営メンバーと具体的な活動企画について討議し、以下の内容にまとめた。

①ステップ1：地域で活動するケアマネジャーを対象とした調査の実施

ケアマネジャーとのネットワークをつくるために、市内で活動するケアマネジャーを対象にアンケート調査を実施する。調査票では、高齢者住宅改修に関わっている現状と意識について、住宅改修の事後評価の必要性についての意見などを問うとともに、今後高齢者住宅改修に関する勉強会や事例検討会を実施した際の参加意向について把握することをねらいとする。

②ステップ2：ケアマネジャーとの勉強会の開催

アンケートで勉強会や事例検討会に参加したいと回答したケアマネジャーを対象に、高齢者住宅改修に関する勉強会を開催する。勉強会では、地域支援チームや筆者らがこれまでに関わった高齢者住宅改修の事例をパワーポイントで写真や図を示した上で解説し、高齢者の自立生活を維持する上で考えるべきポイントや利用者にとって効果的でなかった住宅改修の具体的な内容などについて議論し、理解を深める。

③ステップ3：ケアマネジャーとの事例検討会の開催

ステップ2に参加したケアマネジャーから、自分たちがこれまでに関わった住宅改修の事

例を紹介してもらい、住宅改修工事自体の妥当性や支援プロセスの妥当性について議論し、検討する。その中から、住宅改修工事实施後に、利用者に有効に使われているかどうかについて評価する上での内容やポイントを明確にする。

④ステップ4：ケアマネジャーの関わった事例の事後評価の試行的実施

事例検討会で事後評価の必要性が示された事例について、ケアマネジャーと地域支援チームのメンバーが一緒に対象者宅を訪問し、効果的に利用されているかどうか、不具合の有無、改善の必要性などについての事後評価を実施する。事後評価により問題点を確認するだけでなく、必要に応じて、地域支援チームとして不具合の改善に向けての相談、アドバイスや改善実施の協力を行う。

⑤ステップ5：恒常的なネットワークづくり

ステップ1～4の活動を重ねる中で、NPO の地域支援チームが中心となり、勉強会、事例検討会に参加したケアマネジャーに呼びかけ、恒常的に高齢者住宅改修について連携をとりながら進めていくネットワークを構築する。このネットワークでは、定期的に勉強会、事例検討会を行うことにより、個々の住宅改修支援の技術や知識の向上を図るとともに、ネットワークに所属する他のメンバーに必要なに応じて相談ができるようにする。ネットワークは、当初はステップ1～4までに参加したケアマネジャーと地域支援チームによりスターとするが、訪問看護師、保健師、PT、OT、施工業者など様々な専門職に参加を呼びかけ、住宅改修に関わる多様な専門職により構成されることをめざす。ネットワークに参加する多様な専門職が日常的に相談、連携できることで、地域の高齢者住宅改修の質の向

上につなげていくことをめざす。

住宅改修の事後評価については、このネットワークの活動として、メンバーが関わった住宅改修を事例としてとりあげ、事後訪問を行い、ネットワークメンバー一人ひとりが事後評価の必要性和評価のポイントを学ぶ機会とする。事例検討に参加することにより、メンバー一人ひとりが自分が関わる高齢者住宅改修支援において日常的に事後評価を行い、適切なフォローアップにつなげていくことをめざす。

以上のようなステップ1～5の活動企画について、本研究と地域支援チームが協力して実践を試みる。この実践課程を記録し、その評価と課題を検討することにより、NPOの地域支援チームとしての住宅改修評価の取り組みの可能性についての検証を今後さらに行う。

3.2 リフォームヘルパー事業を通じた住宅改修評価の可能性の検討

ここでは、愛知県B市におけるリフォームヘルパー事業を対象としてとりあげ、住宅改修実施後の評価に取り組む可能性について検討する。

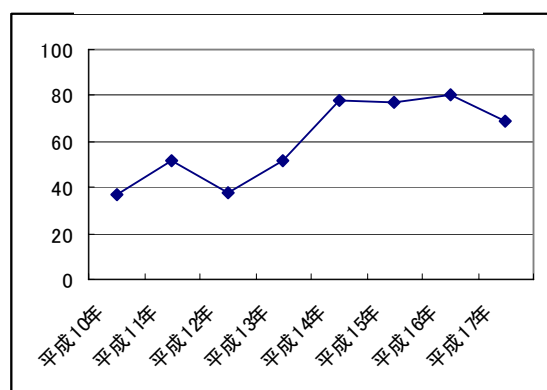


図1 B市リフォームヘルパー派遣件数(障害者含む)

1) B市におけるリフォームヘルパー事業の概況

B市の高齢者向けの住宅改修における費用支援は、介護保険制度の住宅改修と「人にやさしい住宅リフォーム費助成事業」がある。これは、65歳以上の要援護高齢者を対象に10万円を上限に住宅改修費用を給付するものである。1割負担や所得に応じた自己負担はないが、この助成を受ける場合には、必ずリフォームヘルパーを利用しなければならないと定められている。

B市のリフォームヘルパー事業は、平成7年からC在宅介護支援センターに委託され、現在まで続いている。リフォームヘルパーの派遣対象は「人にやさしい住宅リフォーム費助成事業」を利用する要援護高齢者と住宅改修を希望する心身障害児・者である。ただし、介護保険の住宅改修のみを行う高齢者およびその家族であっても、希望すればリフォームヘルパーの相談に応じてもらうことができる。月に1度の活動日には、理学療法士、介護福祉士、建築士、ソーシャルワーカー(C在宅介護支援センター職員)、市の担当課職員といったリフォームヘルパーのメンバーが支援センターに集まり、打ち合わせの後、実際に利用者宅を訪問し、住宅改修の相談と助言を行

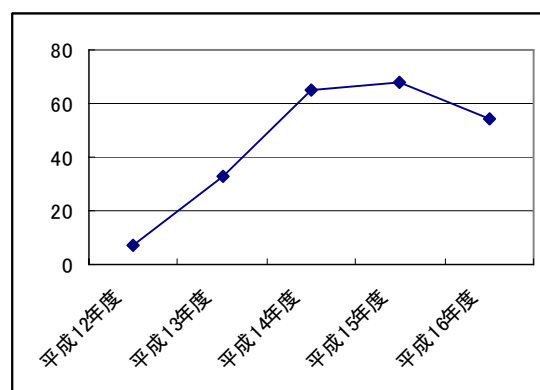


図2 B市リフォーム費助成制度利用件数

う。依頼件数の多少にもよるが、多いときには1日8～9件を2チームに分かれ、相談、助言に応じている。メンバーの中心となる支援センター職員は、リフォームヘルパー活動日以外にも事前や事後の訪問を行い、利用者・家族と専門職との間に入り、きめ細かい打ち合わせや調整を行っている。建築士と支援センター職員がリフォームヘルパー活動日以外にも訪問し、再度確認したり、施工業者と打ち合わせをすることもある。住宅改修工事実施後の確認については、支援センター職員が必要と感じたものについては、工事完了直後に直接訪問する場合もあるが、すべての工事について実施しているのではない。また、リフォームヘルパーのメンバー全員が工事の事後確認や利用状況を確認するということは、実施していない。

2) リフォームヘルパー事業の運営者に対する聞き取り調査結果

リフォームヘルパー派遣事業を市から委託されているC在宅介護支援センター職員に対し、ヒアリング調査を行なった。主な質問内容は、(1)最近の動向、(2)現在抱えている問題、(3)ケアマネジャーとの関係、(4)リフォームヘルパーによる住宅改修評価の可能性の4点である。

(1)最近の動向

介護保険が開始されて以降、ケアマネジャーと施工業者のみで行われる住宅改修が増え、全国的にリフォームヘルパー事業は縮小、廃止されつつある。B市においても、平成17年度末に市の担当者より事業の実施体制の変更が提案されたが、結果としてはこれまでと同じ体制で継続することとなった。しかし、今後は事業を縮小される可能性は残っている。その背景として、これまでリフォームヘルパ

ー事業に対して国から市への補助があったが、平成18年からは地域支援事業の中で位置づけられるようになったため、市の財政的な負担が大きくなったことがあげられる。

リフォームヘルパー事業が財政的な面から存続されるかが不透明である一方で、現場レベルでは異なる動きがみられた。市内の他の在宅介護支援センター職員が、住宅改修支援のノウハウを学びたいと平成18年度1年間にわたり、C在宅介護支援センターにおけるリフォームヘルパー活動に同行し研修を積んだ。このように現場レベルでは、専門職による住宅改修支援の必要性が認識されはじめているといえる。

リフォームヘルパーメンバー自体の変化も生じている。これまでは建築士会の支部に依頼し、リフォームヘルパーとして建築分野の専門職を派遣してもらっていた。しかし、平成18年度からは、在宅介護支援センターがあらかじめ登録してもらった建築士個人に依頼する形に変更した。介護保険が開始されてから、施工業者があらかじめプランを立てた上で市の助成を受けることを目的に、リフォームヘルパーの相談に来るケースが増えた。そのために、リフォームヘルパーにおいて建築士の果たす役割がなくなったという意見が建築士会内部で出されたようである。建築士個人に依頼することになり、毎回や人員や日程の連絡調整する必要が生じたという点で在宅介護支援センターの負担が増えたとのことである。

その一方で、建築士が個人として参加することになったことによるメリットも確認されている。リフォームヘルパーで相談、助言をした建築士が、その利用者から工事を頼まれるということが可能となった。これまでは建

築士会として公平性の観点からリフォームヘルパーとして参加した建築士は、相談、助言にあたった案件について工事を引き受けてはいけないことがルール化されていたためである。相談、助言に関わった建築士が、引き続き工事を請け負うことにより、家族との信頼関係や調整がとりやすくなった。また、工事完了後にアフターフォローまで熱心に取り組んでおり、結果的に住宅改修内容の確認、評価とその改善につながっている。

(2)現在抱えている問題

ケアマネジャーや他の支援センターから、リフォームヘルパーの活動日が1ヶ月月に1日だけでは少ないとの意見が挙げられている。病院の早期退院指導により、退院時に合わせて住宅改修を行ないたい利用者が増えたため、リフォームヘルパーの相談日が1ヶ月に1回では工事が完了するのが退院後ずっと後になってしまうためである。こうした意見を受けて支援センター職員は、リフォームヘルパー活動日の前に事前訪問を行ない、改修内容を家族や本人と詰め、リフォームヘルパーによる確認の後すぐに工事に取り掛かれるように工夫をしているが、根本的な解決には至っていない。

また、介護保険のみの住宅改修に対してチェックを行う機関がないことも問題とされていた。介護保険のみの改修でもリフォームヘルパーへの相談は可能であるが、実際には要望が少なく、またあったとしてもリフォームヘルパーは時間的に余裕がないため、窓口だけの相談に終わる場合があるという。介護保険のみの住宅改修が業者主導で行われることにより、効果的でない住宅改修が多く含まれているのではないかと、市の担当者も危惧しているとのことである。

(3)ケアマネジャーとの関係

ケアマネジャーがリフォームヘルパーに対して「市の職員の代わり」という意識を持つものが少なくない。これはリフォーム費助成制度を利用する際に、必ずリフォームヘルパーの確認を必要としているためである。だが数回関わった経験のあるケアマネジャーは、リフォームヘルパーに対して、改修を一緒に取り組む仲間であると理解しているようだ。ケアマネジャーの中には、2ヶ月に1度リフォームヘルパーを利用するものもあり、複数の専門職からの相談、助言に同行するなかで、高齢者の自立生活につながる住宅改修のあり方について具体的に学ぶことができることから、リフォームヘルパーの有効性を理解するとともに、住宅改修に対する認識が深まっているとのことである。

(4)リフォームヘルパーによる住宅改修評価の可能性

リフォームヘルパーが関わった住宅改修工事では、チームとして事後のアフターフォローは行っておらず、支援センター職員が必要を感じた場合にのみ工事直後に確認が行われている。リフォームヘルパー事業の枠内では、財政的にも、時間的にもアフターフォローまで行う余裕はないという現状である。現場まで行って事後確認できないが、住宅改修実施後の利用状況が気になるケースについては、ケアマネジャーから提出される書類上で確認し、ケアマネジャーに継続的に生活をみるよう指導をしている。

リフォームヘルパー事業で住宅改修評価を行うことの今後の可能性について、在宅介護支援センター職員に聞いたところ、リフォームヘルパー事業では事前の相談、助言が複数の専門職によりしっかり行われているので、

事後評価の必要性は低いとのことである。むしろ、専門職が関わらない介護保険のみの住宅改修において、効果的でない工事が多く含まれている可能性があるので、これらの事後評価の方がより必要とされている。しかし、その実施のためには、国や市による財政的な根拠がないと難しいとのことである。

また、リフォームヘルパー事業が地域支援事業に位置付けられたこともあり、在宅介護支援センターとしては、地域の住民や施工業者に働きかけて、住宅改修の質の確保や事後評価が行われるように支援していくことが今後重要であると認識している。実際に、リフォームヘルパーメンバーの建築士の一人が地域で住宅改修の勉強会を自主的に開催している（月1回の頻度）。その勉強会に、市の担当者や在宅介護支援センターの職員がオブザーバーとして参加するようになっており、今後地域における専門職間の連携や支援活動に発展していくことが期待される。

3) リフォームヘルパー事業での住宅改修評価の可能性

在宅介護支援センターを対象とした聞き取り調査の結果から、リフォームヘルパーの運営に関わる中で、住宅改修の事後評価の重要性は認識しているが、現在市から委託されている事業の枠組みの中では、事後評価を実施することは難しいことが把握できた。

しかし、リフォームヘルパー事業を通じて住宅改修の質の向上に対する波及的な効果が見られた。一つには、リフォームヘルパーの専門職の一つである建築士が、リフォームヘルパーとしての相談、提案したことを通じて実際の工事を請け負うことが多くなっている点である。そのようなケースにおいては、建築士が工事完了後に事後確認を必ず行い、て

いねいなアフターフォローを行っており、結果的に改修内容が効果的であったかどうか把握できるようになっていた。もう一つには、リフォームヘルパー事業において、ヘルパーと一緒に対象者宅を同行訪問しているケアマネジャーから、同行訪問を繰り返す中で住宅改修の意義や効果が理解できるようになった点である。これにより、日常の住宅改修支援の実施に好影響を与え、結果として住宅改修の質の向上につながっているといえよう。

今後、リフォームヘルパーが住宅改修評価に携わる可能性として、ケアマネジャー、施工業者など、地域で住宅改修に携わる専門職に対して、高齢者の自立生活の維持につながる住宅改修のあり方や工事実施後の事後確認、評価の必要性について、勉強会等を通じて支援や指導を実施していくことが考えられる。リフォームヘルパー事業において、多様な専門職による相談、助言の現場に関わってきたこれまでの経験をもとに、具体的かつわかりやすい支援や指導を実施することが可能となる。また、個々のケアマネジャーや施工業者を指導、支援するだけでなく、地域における専門職グループをつくり、そのグループを指導、支援することがより有効になると考えられる。

[文献]

- 1) 岡部真智子ほか「高齢者住宅改修の評価に関する研究—その1 住宅改修実施者の意識」『日本建築学会大会学術講演梗概集』E-2、413-414、2005年
- 2) 児玉善郎ほか「高齢者住宅改修の評価に関する研究—その2 住宅改修箇所の利用実態」『日本建築学会大会学術講演梗概集』E-2、415-416、2005年
- 3) 児玉善郎ほか「高齢者向け住宅改善支援プロセスにおける専門職の関わり方が改善結果に

- 及ぼす影響－その1 ケアマネジャーと施工業者だけが関与した事例の分析』『日本建築学会大会学術講演梗概集』E-2、345-346、2006年
- 4) 岡部真智子ほか「高齢者向け住宅改善支援プロセスにおける専門職の関わり方が改善結果に及ぼす影響－その2 多職種専門職が関与する事例の分析』『日本建築学会大会学術講演梗概集』E-2、347-348、2006年
- 5) 筒井智恵美ほか「介護保険制度における住宅改修の事業評価に関する研究－自立支援からみた改修内容の妥当性と主観的満足感』『在宅ケア学会誌』第7巻第1号、31-39、2003年。